

令和4年第3回(3月)

上越市選挙管理委員会定例会

1 日 時 令和4年3月1日(火) 午前10時

2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 401会議室

3 付議事項

議案第6号 選挙人名簿の抹消について

議案第7号 選挙人名簿の登録について

議案第8号 各種請求を行うに必要な連署者数について

議案第9号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

議案第10号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

議案第11号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

議案第12号 投票区の変更について

議案第13号 新潟県知事選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について

議案第14号 新潟県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

議案第15号 新潟県知事選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について

議案第16号 新潟県知事選挙における期日前投票所を設ける場所について

議案第17号 新潟県知事選挙における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更について

議案第18号 新潟県知事選挙における各投票区の投票所を設ける場所について

議案第19号 新潟県知事選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について

議案第20号 新潟県知事選挙における開票を行う場所及び日時について

議案第21号 新潟県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

議案第22号 新潟県知事選挙における開票所の参観人の数について

議案第23号 新潟県知事選挙における氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時の指定について

議案第24号 新潟県知事選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

議案第25号 上越市公職選挙法等執行規程の一部改正について

4 報告事項

- 報告 1 新潟県知事選挙の基本的事項について
- 報告 2 新潟県内市選挙管理委員会連合会 第 27 回事務局長会議の結果について
- 報告 3 市区町村選挙管理委員会管理執行指導者研修会（主催：新潟県選挙管理委員会）の結果について
- 報告 4 令和 3 年度上越市明るい選挙推進協議会役員会の結果について
- 報告 5 令和 4 年第 1 回（3 月）上越市議会定例会の審議日程等について
- 報告 6 専決処分した内容について

5 その他

- (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和 3 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

「18 才になりました。若い力 勇気をもって投票へ」古城小学校 5 年 星野 憩 さん

議案第 6 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 4 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 4 年 2 月 1 日 から 令和 4 年 2 月 28 日 の間の	死亡者数 A	109	108	217
	転出者数 B	108	100	208
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		217	208	425

議案第7号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条第2項及び第22条第1項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和4年3月1日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和3年12月1日） 現在の名簿登録者数 A	77,601	81,439	159,040
A欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	692	623	1,315
今回定時登録における新規登録者数 F	544	425	969
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	77,453	81,241	158,694

議案第 8 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 4 年 3 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	158,694 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,174 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	26,449 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	52,898 人

(3 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選管委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 9 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の在外選挙人名簿への登録者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 4 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 3 年 12 月 1 日 から 令和 4 年 2 月 28 日 の間の	死亡者数 A	347 (0)	349 (1)	696 (1)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	346 (1)	278 (3)	624 (4)
	在外選挙人 名簿登録者 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数 F	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) G	693 (1)	627 (4)	1,320 (5)	

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 10 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 4 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 3 年 12 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	77,731 (130)	81,852 (413)	159,583 (543)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	693 (1)	627 (4)	1,320 (5)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	546 (2)	428 (3)	974 (5)
令和 4 年 3 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	77,584 (131)	81,653 (412)	159,237 (543)

注：表中「男」「女」「計」の（ ）の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 11 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 4 年 3 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------------------------|-----------|
| 1 | 投票資格者名簿登録者数 | 159,237 人 |
| 2 | 投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数 | 3,185 人 |
| 3 | 投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数 | 39,810 人 |

(3 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

議案第 12 号 投票区の変更について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 17 条第 2 項に規定する投票区を次のとおり変更する。

投票区	変 更 後	変 更 前
18投票区	飯、御殿山町、上昭和町、 <u>昭和町 1 丁目</u> 、昭和町 2 丁目、滝寺	飯、御殿山町、上昭和町、_____ 滝寺
19投票区	廃止（番号は欠番）	<u>昭和町 1 丁目</u> 、 <u>昭和町 2 丁目</u>
46投票区	<u>福田</u> 、佐内町、三ツ屋町、安江 1 丁目、春日新田の一部（戸野目川の東部）、日之出町	_____ 佐内町、三ツ屋町、安江 1 丁目、春日新田の一部（戸野目川の東部）、日之出町
48投票区	廃止（番号は欠番）	<u>福田</u> 、 <u>福橋下真砂</u>
49投票区	飯塚、中真砂、川端、東中島、若鷹、上千原、 <u>福橋下真砂</u> 、横曽根	飯塚、中真砂、川端、東中島、若鷹、上千原、_____ 横曽根

(3 月 1 日告示予定)

議案第 13 号 新潟県知事選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

1 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和 4 年 4 月 23 日（土）から令和 4 年 5 月 29 日（日）まで

※ 4 月 25 日（月）から入場券作成作業開始

(4 月 22 日告示予定)

議案第 14 号 新潟県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

- 1 ポスター掲示場の設置場所
別紙 1 のとおり (1,019 か所)

(設置完了後直ちに告示予定)

議案第 15 号 新潟県知事選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 49 条第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

- 1 不在者投票の事務を取り扱う場所
別紙 2 のとおり

(5 月 11 日告示予定)

議案第 16 号 新潟県知事選挙における期日前投票所を設ける場所について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 48 条の 2 第 1 項の規定による期日前投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 期日前投票所を設ける場所
別紙 3 のとおり

(5 月 12 日告示予定)

議案第 17 号 新潟県知事選挙における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 48 条の 2 第 6 項において読み替えて準用される同法第 39 条及び第 40 条第 1 項の規定により、期日前投票所の開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所を次のとおり定める。

- 1 開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所
別紙 4 のとおり

(5 月 12 日告示予定)

議案第 18 号 新潟県知事選挙における各投票区の投票所を設ける場所について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 39 条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 各投票区の投票所を設ける場所
別紙 5 のとおり

(5 月 12 日告示予定)

議案第 19 号 新潟県知事選挙における投票所の閉鎖時刻の変更について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 40 条第 1 項ただし書の規定による投票所の閉鎖時刻を変更する投票所を次のとおり定める。

- 1 閉じる時刻を繰り上げる投票所
別紙 6 のとおり

(5 月 12 日告示予定)

議案第 20 号 新潟県知事選挙における開票を行う場所及び日時について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 63 条及び第 64 条の規定により、上越市開票区の開票場所及び日時を次のとおり定める。

1 開票を行う場所及び日時

場 所 上越市下門前 446 番地 2
リージョンプラザ上越 1 階 インドアスタジアム
日 時 令和 4 年 5 月 29 日（日）午後 9 時

(5 月 12 日告示予定)

議案第 21 号 新潟県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により、上越市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 401 会議室
日 時 令和 4 年 5 月 26 日（木）午後 5 時 30 分

(5 月 12 日告示予定)

※ くじは、立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号順に所要事項を決定する。また、開票立会人が 3 人に満たない場合は、選挙管理委員会委員から選任する。

議案第 22 号 新潟県知事選挙における開票所の参観人の数について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙における上越市開票区の開票の参観人の数を、参観人の安全及び秩序保持のため次のとおり定める。

- 1 開票の参観人の数
先着順 250 人以内

(5 月 12 日告示予定)

議案第 23 号 新潟県知事選挙における氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時の指定について

令和 4 年 5 月 29 日執行予定の新潟県知事選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により投票所、期日前投票所及び不在者投票の事務を取り扱う場所における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

- 1 候補者氏名等の掲示の掲載順序のくじを行う場所及び日時
場 所 上越市役所木田第 2 庁舎 4 階 401 会議室
日 時 令和 4 年 5 月 12 日（木） 午後 5 時 30 分

(5 月 12 日告示予定)

※ くじは、立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第 24 号 新潟県知事選挙における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

令和 4 年 5 月 28 日執行予定の新潟県知事選挙において使用する郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式については、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）で定めるそれぞれの様式に準じて調製するものとする。

(5 月 12 日告示予定)

議案第 25 号 上越市公職選挙法等執行規程の一部改正について

上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）を次のとおり改正する。

1 改正理由

公職選挙法第 161 条第 1 項第 3 号の規定による個人演説会等を開催することができる施設（会場）の指定取消を行うもの

2 改正内容

現在指定済みの個人演説会等を開催することができる施設のうち、横住総合交流促進センターの指定を取り消す。（別表関係）

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

4 改正文(案)

別紙 7 のとおり

報告1 新潟県知事選挙の基本的事項について

本選挙の執行に係る選挙人名簿の登録やポスター掲示場などの基本的事項について、新潟県選挙管理委員会書記長から次のとおり通知があったので報告する。

1 選挙人名簿の登録

- (1) 登録基準日 令和4年5月11日（水）
ただし、年齢については令和4年5月29日（日）現在とする。
- (2) 登録日 令和4年5月11日（水）

2 ポスター掲示場

- (1) 区画数 6区画
- (2) 候補者がポスター掲示場にポスターを掲示できる日は、令和4年5月12日（木）

3 投票用紙の調製

白色の用紙に赤色のインクで印刷する。

4 主な日程（予定）

- 4月12日（火） 県選挙事務室開設
- 19日（火） 立候補予定者説明会
- 21日（木） 市区町村選管委員長書記長会議
- 27日（水） 投票用紙等発送
- 5月12日（木） 告示日
- 16日（月） 選挙公報発送
- 17日（火） 市区町村選管書記長会議
- 29日（日） 選挙期日（投票日）
- 30日（月） 点検結果報告検収

報告2 新潟県内市選挙管理委員会連合会 第27回事務局長会議の結果について

標記会議がオンラインで開催されたので、その結果を次のとおり報告する。

- 1 日 時 令和4年2月8日（火）午後2時～午後4時45分
- 2 開催方法 オンライン会議
- 3 出席者 渡邊事務局長
- 4 内 容 各市から提案のあった議題について、各市が状況を報告し合い、情報交換を行った。

報告3 市区町村選挙管理委員会管理執行指導者研修会（主催：新潟県選挙管理委員会）の結果について

標記研修会がオンラインで開催されたので、その結果を次のとおり報告する。

- 1 日 時 令和4年2月18日（金）午後1時30分～午後4時30分
- 2 開催方法 オンラインで開催
- 3 出席者 渡邊事務局長、小山次長、笠松係長、丸山主任
- 4 内 容 [講演]
講師：小島勇人氏（総務省管理執行アドバイザー、元川崎市選挙管理委員会事務局長）
演題：「選挙の管理執行事務に対する基本姿勢等を踏まえた最近のミス事例から見た投・開票事務のポイント」
[市区町村選挙管理委員会へのヒアリング結果について]
説明：新潟県選挙管理委員会

報告 4 上越市明るい選挙推進協議会役員会の結果について

標記会議が次のとおり開催され、事務局として出席したので報告する。

- 1 日 時 令和 4 年 2 月 22 日 (火) 午後 1 時 30 分から
- 2 会 場 上越市役所 木田第 2 庁舎 403 会議室
- 3 出席者 明推協役員、事務局職員
- 4 内 容
 - ・ 令和 3 年度活動報告について
 - ・ 令和 3 年度決算について
 - ・ 令和 4 年度活動計画 (案) について
 - ・ 令和 4 年度予算 (案) について ほか

報告 5 令和 4 年第 1 回 (3 月) 上越市議会定例会の審議日程等について

標記定例会の審議日程が決定し、次のとおり令和 4 年度の選挙管理委員会所管の予算を提出したことを報告する。

- 1 審議日程
別紙 8 のとおり
- 2 事業概要 (総務常任委員会提出資料)
別紙 9 のとおり

報告 6 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程 (平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号) 第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程 (昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
2	令和4年2月22日	令和4年第3回 (3月) 上越市選挙管理委員会定例会の開催について